

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	18	府 省 庁 名	経済産業省										
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）												
要望 項目名	償却資産課税の見直し												
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <table border="1"> <tr> <td>課税主体</td> <td>償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）</td> </tr> <tr> <td>課税客体</td> <td>償却資産</td> </tr> <tr> <td>納税義務者</td> <td>償却資産の所有者</td> </tr> <tr> <td>評価方式</td> <td>旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>標準税率 1. 4%</td> </tr> </table> ・ 特例措置の内容 償却資産に係る固定資産税については、国際的にも希な税制であり、企業の投資の阻害要因となっていることから、地方法人課税全体の中で、その廃止を含めた検討が引き続き必要。			課税主体	償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）	課税客体	償却資産	納税義務者	償却資産の所有者	評価方式	旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。	税率	標準税率 1. 4%
課税主体	償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）												
課税客体	償却資産												
納税義務者	償却資産の所有者												
評価方式	旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。												
税率	標準税率 1. 4%												
関係条文	地方税法 第341条、地方税法施行令 第49条 他												
減収 見込額	[初年度] - （ - ） [平年度] - （ - ） [改正増減収額] - （単位：百万円）												
要望理由	○償却資産への課税は、多くの諸外国においても既に廃止の動きが見られる、国際的にも希な課税の在り方である。 ○企業において、継続的な賃上げの取組を加速させていくことに加え、新たな設備投資によって生産性を向上させ、経済の好循環を生み出していく必要がある中、償却資産への課税が継続されていることは、新たな設備投資に向けた企業の経営判断を鈍化させ、生産性向上の妨げに繋がることが考えられる。加えて、国際投資を企図する海外企業から見れば、他国と比較して日本は相対的に厳しい事業環境にあるとの判断要因にもなり得るため、我が国の投資先としての国際競争力を毀損しているとも考えられる。 ○こうした観点から、償却資産への課税については、地方法人課税全体の中で、廃止を含めた検討を行う必要がある。												
本要望に 対応する 縮減案	-												

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展（関連する閣議決定等） ○ 法人税の改革について（平成 26 年 6 月 27 日政府税制調査会取りまとめ）（抄） 2. 具体的な改革事項 （8）地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に） ② 改革の方向性（略） また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
		政策の達成目標	国内企業の新たな設備投資による生産性の向上を促進するとともに、海外企業からの投資先としての日本の国際競争力を高める。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化に資する投資・国内立地の促進
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	－
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	償却資産への課税が見直されることにより、機械・装置等の償却資産に対する新規の設備投資促進効果が見込まれ、老朽化した設備の入替や新規設備投資の増加が見込まれる。また、設備投資の増加による国内生産の増加や新規の企業立地等により、雇用機会の創出や雇用者所得の増加等を通じた我が国経済の活性化が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	
	前回要望時の 達成目標	
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯		